

## (仮称) 長浜市手話言語条例 (素案)

手話は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者は、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできました。

しかしながら、手話が言語として認められず、かつて多くのろう学校で、手話の使用が禁止されていました。そのため、様々な場面で、ろう者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

こうした中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられました。今後は、手話を必要とする全ての人が、いつでもどこでも容易に情報を得ることができ、コミュニケーションを十分に図ることができる社会を構築していかなければなりません。

長浜市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解と広がりをもって地域で支え合うとともに、近年、目覚ましく進歩する情報機器の進化や多様化するコミュニケーションネットワークを活用し、ろう者がコミュニケーションをとりやすい環境を整備します。

また、観光都市、長浜市において、手話に対する理解の促進に努め、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、おもてなしの心をもって観光旅行者をお迎えし、手話が、市民と訪れた人を含むすべての人の心を通わせ、相互に人格と個性を尊重できる豊かな共生社会の実現のため、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市、市民等、ろう者及び事業者の責務等を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、もってすべての者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 本市の区域内に居住する者、通勤する者又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

## (基本理念)

第3条 手話言語に対する理解及び普及や習得等に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) ろう者が、自立した日常生活を営み、地域における社会参加に努め、全ての市民と相互に人格と個性を尊重しあいながら、心豊かに共生することができる地域社会の実現を目指すものであること。
- (2) 手話が言語であることを認識し、手話言語への理解の促進と手話言語の普及を図り、手話言語でコミュニケーションを図りやすい環境を構築するものであること。
- (3) ろう者は、手話言語による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利は尊重されるものであること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話言語の理解の促進及び普及させるために、国、県その他の関係機関及び手話に関わる団体と連携して必要な施策を講じ、ろう者が、手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加が行えるように必要な施策を講じるものとする。

2 市は、災害時においてろう者に対し、適切に情報を提供するとともに、意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、ろう者と手話及びコミュニケーションツールを用い、円滑なコミュニケーションを図り、すべての者が共生することのできる暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

(ろう者の役割)

第6条 ろう者は、市の施策に協力するとともに、手話言語の意義及び基本理念に対する理解の促進並びに手話言語の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の策定及び推進)

第8条 市は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「しょうがい福祉プラン」という。）において、次の各号に掲げる施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解及び手話言語の普及を図るための施策
- (2) 手話言語による意思疎通や情報を得る機会の拡大のための施策
- (3) 意思疎通の手段として手話言語を選択することが容易にでき、かつ、手話言語を使用しやすい環境の構築のための施策

(4) 手話言語通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話言語による意思疎通支援者のための施策

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市は、前項の施策を効果的に推進するため、部局横断的に取り組まなければならない。

(施策の点検及び見直し)

第9条 市は、ろう者及び市民等並びに事業所に意見を聞き、前条に規定する施策の実施状況の点検及び見直しをするものとする。

(財政措置)

第10条 市は、手話言語に関する施策を積極的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日) この条例は、令和4年10月1日から施行する。